

駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照表 目次

1	駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）	1
2	防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（附則第三項関係）	18

○ 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置（第四条―第六条）</p> <p>第三章 再編関連振興特別地域に係る措置</p> <p>第一節 再編関連振興特別地域の指定（第七条）</p> <p>第二節 再編関連振興特別地域整備計画（第八条・第九条）</p> <p>第三節 事業の実施等（第十条―第十三条）</p> <p>第四節 駐留軍等再編関連振興会議（第十四条・第十五条）</p> <p>（削る）</p> <p>第四章 駐留軍等労働者に係る措置（第十六条）</p> <p>第五章 雑則（第十七条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第三条）</p> <p>第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置（第四条―第六条）</p> <p>第三章 再編関連振興特別地域に係る措置</p> <p>第一節 再編関連振興特別地域の指定（第七条）</p> <p>第二節 再編関連振興特別地域整備計画（第八条・第九条）</p> <p>第三節 事業の実施等（第十条―第十三条）</p> <p>第四節 駐留軍等再編関連振興会議（第十四条・第十五条）</p> <p>第四章 株式会社国際協力銀行の業務の特例（第十六条―第二十四条）</p> <p>第五章 駐留軍等労働者に係る措置（第二十五条）</p> <p>第六章 雑則（第二十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域</p>

における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置等を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

(削る)

(削る)

における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置を講じ、併せて駐留軍の使用に供する施設及び区域が集中する沖縄県の住民の負担を軽減するとの観点から特に重要な意義を有する駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するための株式会社国際協力銀行の業務の特例及びこれに対する政府による財政上の措置の特例等を定め、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

第四章 株式会社国際協力銀行の業務の特例

(株式会社国際協力銀行の業務の特例)

第十六条 株式会社国際協力銀行は、株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第一条、第十一条及び第十二条の規定にかかわらず、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）を行うことができる。

一 駐留軍移転促進事業（駐留軍等の再編に伴いアメリカ合衆国において実施される事業で駐留軍のアメリカ合衆国への移転を促進するために必要なものとして政令で定めるものをいう。次号において同じ。）に係る資金の貸付け、当該資金に係る金融機関（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）に規定する銀行その他政令で定めるものに限る。）の貸付債権の譲受け、当該資金に係る債務の保証、当該資金を調達するために発行された債券の取得又は当該債券に係る債務の保証を行うこと。

二 駐留軍移転促進事業に係る資金の出資をすること。
三 前二号の業務に関連して必要な調査を行うこと。

(削る)

- 四 第一号及び第二号の業務の利用者に対して、その業務に関連する情報の提供を行うこと。
- 五 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

(株式会社国際協力銀行による貸付け及び出資の制限)

第十七条 株式会社国際協力銀行は、前条第一号の資金の貸付けに係る業務であつて無利子のものについては、第二十一条第一項の規定による政府からの無利子の貸付けを受けた金額を超えて、これを行つてはならない。

2 株式会社国際協力銀行は、前条第二号の業務については、政府から駐留軍再編促進金融業務に係る資金に充てるべきものとして、株式会社国際協力銀行法第四条第一項の規定による出資があつた金額、同法附則第四十六条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下この項において「旧公庫法」という。）第四条第一項の規定による出資があつた金額及び旧公庫法附則第四十二条第四号の規定による廃止前の国際協力銀行法（平成十一年法律第三十五号）第五条第二項の規定による出資があつた金額の合計額に相当する金額を超えて、これを行つてはならない。

(予算の区分)

第十八条 株式会社国際協力銀行法第十六条第一項の規定による予算は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次に掲げる業務ごとに区分しなければならない。

- 一 駐留軍再編促進金融業務以外の業務
- 二 駐留軍再編促進金融業務

2 前項の規定は、株式会社国際協力銀行法第二十一条第一項の規定による補正予算及び同法第二十二条第一項の規定による暫

(削る)

定予算について準用する。

(区分経理)

第十八条の二 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分し、特別の勘定（以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。）を設けて整理しなければならない。

(借入金等の限度額)

第十九条 駐留軍再編促進金融勘定における借入金の現在額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額の合計額に政令で定める倍数を乗じて得た額（次項において「借入金限度額」という。）を超えることとなつてはならない。

2 第十六条の規定による資金の貸付け、貸付債権の譲受け及び債券の取得の現在額、資金に係る債務の保証及び債券に係る債務の保証の現在額並びに出資の現在額の合計額は、駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額並びに借入金の限度額の合計額を超えることとなつてはならない。

(社債の発行の制限)

第二十条 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を行うために必要な資金の財源に充てるためには、社債を発行してはならない。

(政府からの資金の貸付け等)

第二十一条 政府は、予算の範囲内において、株式会社国際協力銀行に対し、株式会社国際協力銀行法第四条第一項の規定による出資に代えて駐留軍再編促進金融業務に係る資金を無利子で

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

貸し付けることができる。
2 政府は、予算の範囲内において、株式会社国際協力銀行に対し、駐留軍再編促進金融業務に要する費用の一部に相当する金額を交付することができる。

(株式会社国際協力銀行法の適用等)

第二十二條 駐留軍再編促進金融業務が行われる場合には、次の表の上欄に掲げる株式会社国際協力銀行法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四條第三項	第二十六條の二	第二十六條の二及び駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第十八條の二
同条各号に掲げる業務	同条各号に掲げる業務	第二十六條の二各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務（駐留軍再編特別措置法第十六條に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。）
第十一條第八号 行う業務	行う業務	行う業務（駐留軍再編促進金融業務を除く。）
第二十條第三項 会計検査院	会計検査院	会計検査院及び防衛大臣

、第二十四条第 二項及び第二十 五条第二項	第二十一条第二 項	第二十二条第二 項	第二十六条の二 第一項	
	及び前二条	第二十条	前条	（第二十六条の 二） 株式会社国際協 力銀行法第二十 六条の二
	、第十九条及び駐留軍再編特 別措置法第二十二条第一項の 規定により読み替えて適用す る前条	駐留軍再編特別措置法第二十 二条第一項の規定により読み 替えて適用する第二十条	前条及び駐留軍再編特別措置 法第十八条の二	（第二十六条の二及び駐留軍 等の再編の円滑な実施に関す る特別措置法（平成十九年法 律第六十七号。以下「駐留軍 再編特別措置法」という。） 第十八条の二） 株式会社国際協力銀行法第二 十六条の二及び駐留軍再編特 別措置法第十八条の二

第二十六條の三 第二項	同条の	これらの	駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する第三十一條第一項
第二十六條の三 前条	同条第二項	第三十一條第二項	第三十一條第二項
第二十六條の二 同条の	前条	前条及び駐留軍再編特別措置法第十八條の二	前条及び駐留軍再編特別措置法第十八條の二
第二十六條の二 同条の	同法	会社法	会社法
第二十七條第一 項	毎事業年度	これらの	駐留軍再編特別措置法第十八條第一項の規定による予算の区分に従い、毎事業年度

第三十一条第一項及び第四項	業務	業務及び駐留軍再編促進金融業務
第三十一条第五項	処分及び業務	処分並びに業務及び駐留軍再編促進金融業務
第三十二条第一項	業務	業務（駐留軍再編促進金融業務を含む。第四項において同じ。）
第三十二条第十項	貸付け 又は社債の発行をして	貸付け（駐留軍再編特別措置法第二十一条第一項の規定によるものを含む。） 若しくは社債の発行をし、又は駐留軍再編特別措置法第二十二條第一項の規定により読み替えて適用する第一項の規定により資金の借入れをし、若しくは駐留軍再編特別措置法第二十一条第二項の規定により交付を受けて
第二十六条の二	第二十六条の二及び駐留軍再編特別措置法第十八条の二	

	同条各号に掲げる業務	第二十六条の二各号に掲げる業務及び駐留軍再編促進金融業務
第三十七条	この法律に	駐留軍再編特別措置法並びにこれらに
第三十八条第一項	財務大臣	財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定（駐留軍再編特別措置法第十八条の二に規定する駐留軍再編促進金融勘定をいう。以下同じ。）に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）
第三十八条第二項及び第三十九条第一項	財務大臣	この法律又は駐留軍再編特別措置法
この法律	この法律又は駐留軍再編特別措置法	

第四十条第一項及び第二項	財務大臣	財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）
第四十五条	第三十九条第一項	第三十九条第一項（駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）
第四十六条第三号	同項	第三十九条第一項
第四十六条第三号	第三十八条第二項	第三十八条第二項（駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四十六条第四号	財務大臣	財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）
附則第五十二条	会社の業務	会社の業務（駐留軍再編促進

2 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社国際協力銀行法第四十一条第三項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、防衛大臣に協議しなければならない。

3 財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、株式会社国際協力銀行法第十六条第一項の規定による予算の提出、同法第二十一条第一項の規定による補正予算の提出、同法第二十二條第一項の規定による暫定予算の提出、同法第二十六條第二項の規定による貸借対照表、損益計算書、財産目録及び事業報告書の提出並びに同法第二十七條第一項の規定による決算報告書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨を防衛大臣に通知しなければならない。

(駐留軍再編促進金融勘定の廃止)

第二十三條 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融業務を終えたときは、駐留軍再編促進金融勘定を廃止するものとする。

2 株式会社国際協力銀行は、駐留軍再編促進金融勘定の廃止の際、駐留軍再編促進金融勘定に残余財産があるときは、当該残余財産の額を国庫に納付しなければならない。

3 株式会社国際協力銀行は、第一項の規定により駐留軍再編促進金融勘定を廃止したときは、その廃止の時における駐留軍再編促進金融勘定に属する資本金及び準備金の額により、それぞれ資本金及び準備金を減少するものとする。

4 前項の規定による資本金及び準備金の額の減少については、会社法第四百四十七條から第四百四十九條までの規定は、適用

(削る)

(削る)

第四章 駐留軍等労働者に係る措置

第十六条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

第五章 雑則

(省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

しない。

(罰則)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした株式会社国際協力銀行の取締役又は執行役員は、百万円以下の過料に処する。

- 一 第十七条第一項の規定に違反して資金の貸付けをし、又は同条第二項の規定に違反して出資をしたとき。
- 二 第十九条第一項の規定に違反して資金の借入れをし、又は同条第二項の規定に違反して資金の貸付け、貸付債権の譲受け、債券の取得、資金に係る債務の保証、債券に係る債務の保証若しくは出資をしたとき。
- 三 第二十条の規定に違反して社債を発行したとき。

第五章 駐留軍等労働者に係る措置

第二十五条 国は、駐留軍等の再編に当たっては、駐留軍等労働者（独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構法（平成十一年法律第二百十七号）第三条に規定する駐留軍等労働者をいう。）について、その雇用の継続に資するよう、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構を通じた技能教育訓練その他の適切な措置を講ずるものとする。

第六章 雑則

(省令への委任)

第二十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、防衛省令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日（以下この項において「再編実施基準日」という。）から前項に規定する日までの期間が五年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第六条の規定は、再編実施基準日から起算して五年を経過する日又は平成四十四年三月三十一日のいづれか早い日（次項において「交付終了日」という。）までの間、なおその効力を有する。

3 前二項の規定にかかわらず、再編交付金に基づく事業で、第一項に規定する日（前項に規定する場合にあつては、交付終了日。以下この項において同じ。）後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第六条の規定は、第一項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第一項の規定にかかわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条の規定は、この法律の施行の日又は株式会社日本政策金融公庫法の施行の日のいづれか遅い日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成二十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 前項の規定にかかわらず、再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施の年度の開始の日（以下この項において「再編実施基準日」という。）から前項に規定する日までの期間が五年に満たない場合又は再編実施基準日が同項に規定する日後となる場合における当該再編関連特定防衛施設に係る再編交付金の交付については、第六条の規定は、再編実施基準日から起算して五年を経過する日又は平成三十四年三月三十一日のいづれか早い日（次項において「交付終了日」という。）までの間、なおその効力を有する。

3 前二項の規定にかかわらず、再編交付金に基づく事業で、第一項に規定する日（前項に規定する場合にあつては、交付終了日。以下この項において同じ。）後に繰り越される再編交付金に係るものについては、第六条の規定は、第一項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 第一項の規定にかかわらず、再編関連振興特別地域整備計画に基づく事業で、同項に規定する日後に繰り越される国の負担

金、補助金又は交付金に係るものについては、第十一条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
(削る)

(削る)

(削る)

金、補助金又は交付金に係るものについては、第十一条の規定は、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。
5 第一項の規定にかかわらず、第四章の規定は、同項に規定する日後も、当分の間、なおその効力を有する。

(簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律との関係)

第三条 駐留軍再編促進金融業務は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成十八年法律第四十七号。以下この条において「行革推進法」という。）第十二条第二項の規定の適用については、国際協力銀行法第二十三条第一項に規定する国際金融等業務とみなして行革推進法第四条に規定する新政策金融機関に承継させるものとし、当該駐留軍再編促進金融業務については、同条の規定は、適用しない。

(防衛省設置法の一部改正)

第四条 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表に次のように加える。

平成二十九年三月三十一日までの間

一 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）
（第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関する

<p>駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第六条の規定が効力を有する間</p>	<p>駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第四章の規定が効力を有する間</p>	
<p>同条の規定による再編交付金の交付に関すること。</p>	<p>同法第十六条第一項の規定による駐留軍再編促進金融業務に係る資金の貸付け及び出資並びに同法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する国際協力銀行法（平成十</p>	<p>二 再編関連振興特別地域（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。</p> <p>三 再編関連振興特別地域整備計画（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第八条に規定するものをいう。）の作成に関すること。</p> <p>四 再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。</p>

一年法律第三十五号) 第四十条の規定による交付金の交付(当該駐留軍再編促進金融業務に要する費用に係るものに限る。)に関すること。

附則第五項を次のように改める。

(特別の機関の設置の特例)

5 | 平成二十九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編関連連振興会議を置く。

附則第六項から第十七項までを削る。

附則第十八項中「ものの外」を「もののほか」に改め、同項を附則第六項とする。

(株式会社日本政策金融公庫法の一部改正)

第五条 株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改正する。

附則第四条第二項中「厚生労働大臣」の下に「及び防衛大臣」を加える。

附則第五条第一項中「第四十一条」の下に「及び株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成十九年法律第五十八号)第五十四条(同法附則第一条第二号に規定する改正規定を除く。)」の規定による改正前の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法(平成十九年法律第六十七号。以下「旧駐留軍再編特別措置法」という。)

第十八条」を加え、「同条各号」を「第四十一条各号」に改め、「業務」の下に「及び駐留軍再編促進金融業務(旧駐留軍再編特別

(削る)

措置法第十六条第一項に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。以下同じ。」を加える。

附則第十七条第六項中「(平成十九年法律第五十八号)」を削る。

附則第十八条第五項中「第四十四条」の下に「及び旧駐留軍再編特別措置法第十九条」を加え、「同条第三項」を「旧国際協力銀行法第四十四条第三項」に改め、「平成二十年十一月三十日」との下に「、旧駐留軍再編特別措置法第十九条第四項中「翌事業年度の五月三十一日」とあるのは「平成二十年十一月三十日」と」を加える。

附則第二十条第一項第六号中「負債」の下に「(次号に掲げるものを除く。)」を加え、同項に次の一号を加える。

七 国際協力銀行から公庫が承継した資産及び負債のうち駐留軍再編促進金融業務に係る資産及び負債 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第五十四条の規定による改正後の駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第十八条に規定する駐留軍再編促進金融勘定

○ 防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（附則第三項関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 2 防衛省は、第四条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>期 間</p> <p>平成二十年五月十六日までの間</p>	<p>事 務</p> <p>駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の規定による特別給付金に関すること。</p>	<p>平成三十四年三月三十一日までの間</p> <p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第八条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに同法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関すること。</p>
<p>現 行</p>	<p>附則 （所掌事務の特例） 2 防衛省は、第四条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>期 間</p> <p>平成二十年五月十六日までの間</p>	<p>事 務</p> <p>駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五十八号）の規定による特別給付金に関すること。</p>	<p>平成三十四年三月三十一日までの間</p> <p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）第八条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに同法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関すること。</p>

<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間</p>	<p>沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四百条の規定が効力を有する間</p>	<p>同法第十条の規定による給付金及び同法第二十九条の規定による特定給付金の支給に関すること。</p>	<p>同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。</p>	<p>平成二十九年三月三十一日まで の間</p>	<p>一 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。 二 再編関連振興特別地域（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 三 再編関連振興特別地域整備</p>
<p>沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間</p>	<p>沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十三号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第四百条の規定が効力を有する間</p>	<p>同法第十条の規定による給付金及び同法第二十九条の規定による特定給付金の支給に関すること。</p>	<p>同条の規定による特定跡地給付金の支給に関すること。</p>	<p>平成二十九年三月三十一日まで の間</p>	<p>一 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。 二 再編関連振興特別地域（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。 三 再編関連振興特別地域整備</p>

<p>駐留軍等の再編の円滑な実施に 関する特別措置法第六条の規定 が効力を有する間</p>		<p>同条の規定による再編交付金の 交付に関すること。</p>	<p>計画（駐留軍等の再編の円滑 な実施に関する特別措置法第 八条に規定するものをいう。 ）の作成に関すること。 四 再編関連振興特別地域の整 備に関する重要事項に係る関 係行政機関の事務の連絡調整 に関すること。</p>
<p>駐留軍等の再編の円滑な実施に 関する特別措置法第四章の規定 が効力を有する間</p>	<p>同法第十六条の規定による駐留 軍再編促進金融業務に係る資金 の貸付け及び出資並びに同法第 二十一条第二項の規定による交 付金の交付に関すること。</p>	<p>駐留軍等の再編の円滑な実施に 関する特別措置法第六条の規定 が効力を有する間</p>	
<p>5 (特別の機関の設置の特例) 平成三十九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑 な実施に関する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省 に、駐留軍等再編関連振興会議を置く。</p>	<p>5 (特別の機関の設置の特例) 平成三十九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑 な実施に関する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省 に、駐留軍等再編関連振興会議を置く。</p>		